

「横浜市が目指す特別市」の実現に向けた意見書を 横浜市長が受領しました

旭区連合自治会町内会連絡協議会による「横浜市が目指す特別市」の実現に向けた意見書を、山岸 弘樹 会長から山中 竹春 市長が受領しましたのでお知らせします。

- 1 日 時 令和4年12月1日（木） 11:30～11:40
- 2 場 所 横浜市庁舎8階 市長応接室
- 3 資 料 「横浜市が目指す特別市」の実現に向けた意見書
※詳細は別添のとおり
- 4 当日の様子



(左から：林副会長、山岸会長、山中市長、安藤副会長)

※写真データを希望される場合は、お問合せ先（政策局）までご連絡ください。

お問合せ先

政策局 制度企画課長	松石 徹	TEL:045-671-4323
旭区 地域振興課長	中村 一己	TEL:045-954-6090

令和4年12月1日

横浜市長
山中竹春様

旭区連合自治会町内会連絡協議会
会長 山岸弘樹

「横浜市が目指す特別市」の実現に向けた意見書

貴職におかれましては、横浜市政に日々尽力されていることに、深く敬意を表します。

先般9月16日には、市長自ら私たちに対して、「横浜市が目指す特別市」について、データや身近な事例を交え、市民目線に立った平易でわかりやすいご説明をいただき、ありがとうございます。私たちの疑問や懸念にも丁寧にお答えいただき、率直な意見交換ができたことは、大変有意義であったと感謝申し上げます。今回の意見交換を通じて、「特別市」の実現は行政だけの課題ではなく、私たちにとっても重要であるということを実感することができ、自分たちの課題として捉えることができました。

現行の指定都市制度は、暫定的な制度として創設されたまま現在に至っており、市と県との二重行政や不十分な税制上の措置などの課題を、これ以上放置すべきではありません。「横浜市が目指す特別市」を実現し、大都市・横浜にふさわしい権限と税財源を持つことによって、市域における事務事業を横浜市が一元的に担い、きめ細かな行政サービスの提供と地域の実情に寄り添った課題解決が進むことを、大いに期待しています。

「横浜市が目指す特別市」の実現に向けては、国における法制化が必要であるなど、乗り越えるべき課題も大きいとは存じますが、早期実現に向けて着実に取組を進めていただくことを願って、本意見書を提出します。

- 1 「特別市」について、市民に十分に周知が進んでいない現状があります。データや身近な事例を交え、市民目線に立った情報提供を充実させることで、「特別市」の意義を広く伝え、市民の理解を深めるよう努めてください。
- 2 「特別市」の実現は、県と市の権限争いではなく、住民にとってより良い行政サービスを提供するための仕組みづくりであると受け止めています。「特別市」の必要性について、神奈川県及び県内自治体にも十分に理解してもらい、共に取り組んでいくことができるよう努めてください。
- 3 横浜市が「特別市」になるためには、法律で「特別市」が制度化されることが必要だと伺いました。横浜市にふさわしい大都市制度を市民が選択することができるよう、「特別市」の早期実現に向けた国への働きかけを進めてください。

以上

旭区連合自治会町内会連絡協議会

旭区連合自治会町内会連絡協議会 会長 (兼 若葉台連合自治会 会長)	山岸 弘樹
旭区連合自治会町内会連絡協議会 副会長 (兼 左近山連合自治会 会長)	林 重克
旭区連合自治会町内会連絡協議会 副会長 (兼 希望が丘連合自治会 会長)	安藤 眞弘
鶴ヶ峰地区町内会連合会 会長	峯宇 邦男
白根地区町内会自治会連合会 会長	勝呂 旭
旭北地区連合自治会 会長	渋谷 八郎
上白根連合自治会 会長	中野 保弘
今宿地区町内会自治会連合会 会長	栗原 郁夫
川井地区町内会自治会連合会 会長	林田 司郎
笹野台地区連合自治会 会長	喜多 昭夫
希望が丘東地区連合自治会 会長	永井 正彦
希望が丘南地区連合自治会 会長	丹野 康祐
さちが丘地区連合自治会 会長	木下 治郎
万騎が原連合自治会 会長	徳久 和彦
二俣川地区連合自治会 会長	内田 恒作
二俣川ニュータウン連合町内会 会長	山内 良夫
旭中央地区連合町内会 会長	遠藤 章
旭南部地区連合自治会 会長	内田 裕朗
市沢地区連合町内会 会長	池田 和義

<参考>

出前説明会のご案内

横浜市政策局制度企画課の職員が、皆さまのところにお伺いし、「特別自治市」の内容について、直接ご説明する出前説明会を実施しています。

「横浜特別自治市って何?」「なぜ横浜市は特別自治市を目指しているの?」など、皆さまの疑問についてわかりやすくご説明いたします。

プログラムの内容

お知りになりたいこと等のご希望を事前にお聞きして、内容を決定します。

【プログラムの例】

1. 動画「横浜特別自治市」～横浜にふさわしい都市のかたち～の上映
2. 横浜特別自治市の内容のご説明
 - ・大都市制度の歴史と横浜市の取組
 - ・なぜ横浜特別自治市が必要か
 - ・横浜特別自治市のメリット
 - ・その他
3. 質疑応答、意見交換

お申込みについて

【日時】 ご相談の上決定（概ね1時間程度です）

【会場】 ご相談の上決定（お申込みされる方がご用意ください。）

【費用】 無料（会場使用料等がかかる場合は、お申込みされる方がご負担ください。）

【申込先】 横浜市政策局制度企画課（出前説明会担当）

住所：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話：045-671-2952